

産業構造審議会 保安分科会 ガス安全小委員会 ガスシステム改革保安対策ワーキンググループ（第6回） - 議事要旨

日時：平成28年5月31日（火曜日）10時00分～11時50分

場所：経済産業省別館9階944各省庁共用会議室

出席者

座長

倉淵座長

委員

赤穂委員、久本委員、三浦委員、吉川委員

専門委員

内倉専門委員、金子専門委員、杉森専門委員、早田専門委員

オブザーバー

下村オブザーバー（西部ガス株式会社執行役員供給部長）、森下オブザーバー（一般財団法人日本ガス機器検査協会教育講習部長）

事務局

三木大臣官房審議官（産業保安担当）、岡野保安課長、大本ガス安全室長、藤本ガス市場整備課長 他

議題

1. ガスシステム改革保安対策WG報告書（案）について
2. ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドラインについて
3. ガス小売事業者が作成する保安業務規程について
4. その他

議事概要

各議題の審議状況、委員の発言は以下の通り。

一般社団法人日本ガス協会金子専門委員より平成28年熊本地震における都市ガス事業者の初動・復旧対応状況について説明があった後、委員より次の意見があった。

- ・ 移動式ガス発生設備に関し、あらかじめ指定された重点地域や病院等における設備の設置場所等について、日頃から関係者で打合せを行っていただきたい。
- ・ 復旧作業における広報活動に関し、災害に関する総合的なポータルサイトがあれば、災害時に便利なのではないか。また、広報については、HPのリサイズなど携帯電話でのアクセスへの対応を早く進めていただきたい。
- ・ 災害対応に関し、できるだけ細部にわたった記録を残しておいていただきたい。

（1）ガスシステム改革保安対策WG報告書（案）について

事務局より資料2-1、2-2を、一般財団法人日本ガス機器検査協会森下オブザーバーより参考資料2を、一般社団法人日本ガス協会金子専門委員より参考資料3を説明した後、委員より次の意見があった。

- ・ 保安業務監督者の講習終了後のフォロー教育について、単に知識の注入だけではなく、ブラッシュアップのための定期的な試験といった何らかの形でフォローしていただきたい。
- ・ 保安業務監督者の講習について、3日間で行うとのことだが、それを確認する試験が3科目を1時間とされており、ちょっと短いのではないかと。重要な役割であり、3日間の講習を理解したことを確認するためには、もう少し何か工夫が必要ではないかと。

- 座長より、事務局案のとおり了承いただくとともに、今後の文言修正等について、座長に御一任いただきたい旨を諮ったところ、各委員から異議がなかったことから、その様に決定した。

(2) ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドラインについて

事務局より資料3を説明した後、委員より次の意見があった。

- 緊急保安受付窓口に関し、小売事業者や導管事業者は回線を十分に確保していただきたい。仮に小売事業者が一般の問合わせ先だからといって回線数を設けないでいると、消費者は横に書いてある番号に必ず電話をする。そうすると、本当に重要な電話がとれないということにもなってくるので、両者ともに回線数を十分に確保していただきたい。
- 大規模災害時の「顧客対策隊」による復旧開栓作業に関し、小売事業者にとって内管漏えい検査というのは不慣れな作業だと思われるので、日ごろからスキルを教育していただきたい。
- 座長より、事務局案のとおり了承いただくとともに、今後の文言修正等について、座長に御一任いただきたい旨を諮ったところ、各委員から異議がなかったことから、その様に決定した。

(3) ガス小売事業者が作成する保安業務規程について

事務局より資料4-1～4-4を説明した後、委員より次の意見があった。

- 保安業務監督者の資格に関し、調査員の資格では、明確に「一般社団法人日本コミュニティーガス協会が行う登録調査員資格講習の課程を修了した者」と書いてあるので、同じような規定ぶりで、JIAの講習の修了者というような例を挙げていただきたい。
- ガス漏えい等の通知に対する措置の実施に関し、ガス漏えいの通報が、一般の問合せ先（小売事業者）に行ってしまった際に、小売事業者がその連絡者の連絡先を聞いておいて、一般ガス導管事業者に連絡を入れるようにするとか、適宜の方法でタイムリーに通知が行くようにするとか、何かそのようなフォローも標準の水準として、ある程度守られることを期待した規定ぶりのほうが望ましいのではないか。
- モデル保安業務規程の留意点に関し、各事業者が実際に作るときの創意工夫により業務規程を自分なりにカスタマイズしても良いということだが、保安水準を高めるために創意工夫をするということが、もう少ししっかりと書いてあるほうが良いのではないか。自分の規模は小さいから創意工夫でもう少し規定を緩めるといようなことは絶対あってはならないと思うので、あくまでも保安水準を上げるために、自分なりの創意工夫で業務規程を作ることであるべき。
- 消費者は、小売事業者を選択するときにどこがどのぐらい優れた保安をやっているかわからない。モデル保安業務規程の留意点に、「保安の水準を向上するために積極的な自主保安活動が重要であることから、内部規程を作成し、自発的に自主保安を盛り込んでいくことが求められる」と書いてあるが、事業者としては真剣にここを踏まえて、作るだけでなくて実行をしていただきたい。
- 座長より、事務局案のとおり了承いただくとともに、今後の文言修正等について、座長に御一任いただきたい旨を諮ったところ、各委員から異議がなかったことから、その様に決定した。

(4) その他

三木審議官より、本日御了承いただいた保安対策WGとしての報告書（案）や連携・協力ガイドライン、モデル保安業務規程について、御意見を踏まえた必要な修正の上、6月17日開催予定のガス安全小委員会に報告し、お諮りをしたい旨の発言があった。

また、事務局より、本日の議事要旨は事務局で作成しホームページ上で公開すること、議事録は委員に御確認いただいた後に公開する旨説明した。

関連リンク

[ガスシステム改革保安対策ワーキンググループの開催状況](#)

お問合せ先

商務流通保安グループ ガス安全室